

移住支援金適合チェック表(関係人口)

□はすべて、○はどちらか

移住支援金の申請にあたっては、次のすべての要件を満たすこと			
移住元要件	<input type="checkbox"/>	(1) 次のすべてに該当すること	
	ア・イ 全てに該当 いずれか	<input type="checkbox"/> ア 転入する直前10年間に通算して5年以上、「東京23区に居住」または「東京圏(条件不利地域を除く)に居住し東京23区に通勤・通学」※2	
		<input type="checkbox"/> イ 次のいずれかに該当すること	
		○ (ア) 転入の前1年間に於いて、連続して東京23区に住所を有していること	
	○ (イ) 転入の前1年3月間に於いて、連続して1年以上、東京23区へ通勤・通学※しており、かつ、その期間の初日から転入の前日までの間に於いて、東京圏以外の区域に住所を有していないこと		
○ (ウ) 転入の前1年間に於いて、東京23区に住所を有した期間又は東京23区へ通勤・通学※した期間以外の期間がないこと			
※ 通勤: 被用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。 ※ 通学: 東京23区の大学等(大学・大学院・短期大学・専門職大学・高等専門学校・専門学校)を卒業後に東京23区の企業に就職した者について、通学期間を算入できる。			
移住先要件	<input type="checkbox"/>	(2) 次のアからカまでのすべてに該当すること	
	全てに該当 いずれか	<input type="checkbox"/> ア 移住支援金の申請のあった日(以下「申請日」という。)から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者であること	
		<input type="checkbox"/> イ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	
		<input type="checkbox"/> ウ 倉敷市税の滞納がないこと	
		<input type="checkbox"/> エ 倉敷市テレワーク移住支援補助金や本市又は他の団体から同種の支援金等の交付を受けていないこと	
		<input type="checkbox"/> オ 転入の日が令和4年1月1日以降であること	
		<input type="checkbox"/> カ 次のいずれかに該当すること	
○ (ア) 日本国籍を有する者であること			
○ (イ) 外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること			
就労要件	<input type="checkbox"/>	(3) 転入に伴い、岡山県内において就労している者であつて、当該就労の状況が、次のア又はイのいずれかに該当すること	
	ア・イの いずれか	○ ア 就職の場合 岡山県内の勤務地に就労しており、次のすべてに該当していること	
		全てに該当	<input type="checkbox"/> (ア) 主たる事務所(本店)が東京圏以外の区域に所在する企業で、勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約を締結している(主たる事務所が東京圏の区域に所在する企業の東京圏以外の勤務地限定社員を含む。)こと
			<input type="checkbox"/> (イ) 就労先の法人が国、地方公共団体又は独立行政法人でないこと
			<input type="checkbox"/> (ウ) 雇用保険法の被保険者として就労している者であること
			<input type="checkbox"/> (エ) 申請日において、就労を開始した日から3年以上継続して就労しており、かつ、申請日から5年以上継続して就労する意思を有していること
			<input type="checkbox"/> (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること
			<input type="checkbox"/> (カ) 事業主が風営法に定める風俗営業者でないこと
			<input type="checkbox"/> (キ) 事業主の代表者又はその役員が暴力団等の反社会勢力と関係を有する者でないこと
	<input type="checkbox"/> (ク) 申請日が、就労を開始した日から1年以内であること		
	○ イ 起業した場合 新たに起業したもので、次のすべてに該当していること		
	全てに該当	<input type="checkbox"/> (ア) 主たる事務所が岡山県の区域内に所在していること	
		<input type="checkbox"/> (イ) 当該起業に当たり、特定創業支援事業(岡山県内で実施するものに限る。)による支援を受けていること(証明書が発行される場合に限る)	
<input type="checkbox"/> (ウ) 起業に係る事業について、申請日から5年以上継続する意思を有していること			
<input type="checkbox"/> (エ) 風営法に定める風俗営業者に該当する者でないこと			
<input type="checkbox"/> (オ) 起業に係る事業が、宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと			
<input type="checkbox"/> (カ) 申請日が、起業した日から1年以内であること			

関係人口要件	<input type="checkbox"/>	(4) 次のいずれかに該当するものであること
	<input type="checkbox"/>	ア 出生から転入の日の前日までの間において、本市に住所を有した期間の合計が5年以上である者
	<input type="checkbox"/>	イ 転入の日前5年間に於いて、倉敷・流域お試し住宅を利用した者
	<input type="checkbox"/>	ウ 転入の日前5年間に於いて、倉敷市移住等希望者支援交通費補助金の交付決定を受けた者又は当該交付決定に当たり、同居する移住等希望者に該当した者
	<input type="checkbox"/>	エ 転入の日前1年間に於いて、継続して「くらしき移住宣伝大使」又は「くらしき移住PRメンバー」である者
	<input type="checkbox"/>	オ 転入の日前1年間に於いて、継続して「東京倉敷ふるさと会」の会員である者
世帯要件	<input type="checkbox"/>	(5) 2人以上の世帯として移住支援金の交付を受けようとする場合は、申請者以外の世帯員について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること
	<input type="checkbox"/>	ア 転入日の直前までの住所において申請者と同一世帯に属しており、かつ、申請日においても申請者と同一世帯に属していること
	<input type="checkbox"/>	イ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
	<input type="checkbox"/>	ウ 倉敷市税の滞納がないこと
	<input type="checkbox"/>	エ 倉敷市テレワーク移住支援補助金や本市又は他の団体から同種の支援金等の交付を受けていないこと
	<input type="checkbox"/>	オ 申請日において、転入した日から3か月が経過し、かつ、1年が経過していないこと
申請期限	<input type="checkbox"/>	(6) 申請は、転入の日から3か月以降、1年以内である